

第23回 総会議事録

1 開催の日時 令和4年5月27日（金）午後2時00分～午後3時10分

2 開催の場所 松江市役所本館西棟 3階 第2常任委員会室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第136号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第137号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第138号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第139号 非農地確認について

議 第140号 特定農地貸付けの廃止承認申請について

議 第141号 特定農地貸付けの承認申請について

議 第142号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第 41号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員（12名） 欠席委員（6名） 遅刻委員（0名）

1番 石倉 由美子（出）	2番 足立 裕子（出）	3番 勝田 達雄（欠）
4番 宮廻 彰夫（出）	5番 渡部 文明（欠）	6番 吉岡 幸雄（出）
7番 角田 正紀（欠）	9番 岸本 定朝（出）	10番 角 智則（欠）
11番 青砥 芳美（出）	12番 磯部 美津子（欠）	13番 吉岡 雅裕（出）
14番 松本 喜次（出）	15番 永江 りえ（出）	16番 矢野 秀行（出）
17番 富士本 数彦（欠）	18番 高橋 裕典（出）	19番 三島 進（出）

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係主事	石原 裕子
農地係長	野津 慎一	農地係主事	岸本 康作
農地係主任	佐藤 努		

6 会議内容

議長 定刻になりました。

(三島会長) それでは、ただ今から第23回松江市農業委員会総会を開会します。本日の会議は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、出席委員を減じて開催いたします。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、3番委員、5番委員、7番委員、10番委員、12番委員、17番委員から提出されています。現に在任する委員の数、18名のうち、12人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。11番の委員、13番委員をお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主事と岸本主事をお願いします。それでは、議事に入りたいと思いますが、初めに、事務局から、議案の記載内容について、説明があるようです。事務局、説明願います。

事務局 それでは、議事の前に、議案の訂正をさせていただきます。

9頁の農地法第5条許可の番号31番ですが、添付書類に不足がありましたので、番号31番は欠番とさせていただきます。また、12頁ですが、議第140号について、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4項」を「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条」に訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

議長 事務局から、議案訂正の説明がありました。委員の皆様におかれましては、そのように訂正してください。そうしますと、議事に入ります。議第136号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議第136号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は5件7筆で、いずれも所有権移転の案件です。

はじめに、5番の案件についてご説明いたします。申請は、西浜佐陀町の現況畑の田2筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自宅の隣地であり、耕作の維持管理に便利なためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機等の農業用機械を所有されています。取得後は、果樹(果物)を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、6番の案件についてご説明いたします。申請は、上佐陀町の畑2筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大のためです。受人の世帯は、トラクター、コンバイン、トラック、田植機等の農業用機械を所有されています。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、7番の案件についてご説明いたします。申請は、上本庄町の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、耕作に便利なためです。受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されています。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、8番の案件についてご説明いたします。申請は、西忌部町の現況畑の田1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人から

事 務 局	局	<p>の要望のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、隣接に自作地があり、一体とした利用が見込めるためです。受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>最後に、9番の案件についてご説明いたします。申請は、八束町遅江の畑1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労働力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター、管理機、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 2 番 委 員	長 員 長	<p>それでは現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>いずれの案件も事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第136号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第136号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第137号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。なお、番号8番は、議第138号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号19番と関連する案件でございます。よって、議第138号の番号19番と併せて先議したいと存じますが、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第138号の番号19番を併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。</p>
事 務 局	局	<p>議第137号、農地法第4条の規定による許可申請番号8番と、議第138号、農地法第5条の規定による許可申請番号19番について説明いたします。議案の4ページ、6ページと併せて、農地法第4条、第5条の説明資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人、転用事業者はご覧のとおりです。転用場所は朝酌町の4条番号8番と5条番号19番を合わせて2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、農業資材置場です。転用面積は2筆合計で790㎡、所要面積も同様の790㎡です。事業計画ですが、申請地を農業資材置場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項、第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 2 番 委 員	長 員	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局からの説明にあった通り、許可相当であると判断いたしました。</p>

議	長	<p>それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第137号の番号8番と議第138号の番号19番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第137号の番号8番と議第138号の番号19番は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第137号の番号8番と議第138号の番号19番は、原案のとおり許可することに決めます。次に議第137号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」のうち、番号8番を除いた案件を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>議第137号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の4ページと併せて、農地法第4条の説明資料をご覧ください。</p> <p>初めに4条5番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は大野町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、墓地、進入路です。転用面積は20.98㎡、所要面積も同様の20.98㎡です。事業計画ですが、申請地を墓地及び進入路とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に4条6番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は古志町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩とC区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、倉庫です。転用面積は85㎡、所要面積も同様の85㎡です。事業計画ですが、申請地にある建物は、これまでは農業用倉庫として使用されていたものですが、今後は、農業用以外にも使用したいとのことで転用申請をされたものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に4条7番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は浜佐田町の1筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地で、令和4年4月6日付けで、農業用施設への用途変更がされています。土地利用計画との調整ですが農用地区域内です。転用目的は、農業用倉庫です。転用面積は1,689㎡の内384.1㎡、所要面積も同様の384.1㎡です。事業計画ですが、申請地に農業用倉庫を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に4条9番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は島根町多古の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、自家用駐車場です。転用面積は146㎡、所要面積は同様の146㎡です。事業計画ですが、申請地を自家用駐車場とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p>

事 務 局 議 長 2 番 委 員 議 長 議 長 議 長 事 務 局	以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 いずれの案件も、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断しました。 それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声) ないようでございますので、採決いたします。 議第137号の番号8番を除いた案件は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第137号の番号8番を除いた案件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声) ご異議なしということですので、議第137号の番号8番を除いた案件は、原案のとおり許可することに決めます。次に議第138号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、番号19番を除いた案件を上程します。事務局の説明をお願いします。 議第138号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の6ページと併せて、農地法第5条説明資料をご覧ください。 初めに、5条17番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東長江町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和D区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、建売住宅です。転用面積は224㎡、所要面積も同様の224㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して建売住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5条18番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は比津町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、貸駐車場です。転用面積は191㎡、所要面積も同様の191㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を貸駐車場とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5条20番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は369㎡、所要面積も同様の369㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟及びガレージ1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5条21番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は乃白町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしまし
-----------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

た。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、申請地に散策路等をつくり、オープンスペースとして整備するものです。転用面積は 809 m²、所要面積も同様の 809 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地に桜等の樹を植え、散策路や休憩所をつくり、花木や鳥の鑑賞ができる場所として整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条22番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町揖屋の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域除外内示済みです。転用目的は、駐車場です。転用面積は 85 m²、所要面積も同様の 85 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して駐車場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条23番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町布志名の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地区区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域除外地です。転用目的は、駐車場です。転用面積は 191 m²、所要面積も同様の 191 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を駐車場として使用するものですが、申請地は平成11年に道路造成工事に併せて埋め立てられ、譲渡人が地元町内会に花壇用地として、また譲受人に駐車場として無償で使用を認めていました。この度売却するにあたって農地であることが判明したもので、追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条24番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町東来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区内のその他地域です。農地区区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は 149 m²、所要面積も同様の 149 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を駐車場として使用するものですが、申請地はおよそ30年前に譲渡人の配偶者が埋め立てており、相続した譲渡人が売却するにあたって農地であることが判明したもので、追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条25番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町東来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他地域です。農地区区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 120 m²、所要面積は隣接する雑種地及び宅地と合わせて 423.26 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条26番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は大海崎町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和D区域です。農地区区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、

事務局	<p>工事用道路、工事車両駐車場です。転用面積は875㎡、所要面積も同様の875㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和5年6月30日までです。事業計画ですが、申請地を工事に伴う工事用道路、工事車両駐車場として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条27番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は大海崎町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和D区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、工事用道路、作業ヤードです。転用面積は3,374㎡、所要面積も同様の3,374㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和5年6月30日までです。事業計画ですが、申請地を工事に伴う工事用道路、作業ヤードとして一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条28番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は川原町の3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域の除外内示済みです。転用目的は、資材置場です。転用面積は2,183㎡、所要面積も同様の2,183㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して資材置場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条29番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町林の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域です。転用目的は、工事用進入路です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は40㎡、所要面積も同様の40㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和4年12月22日までです。事業計画ですが、島根県の災害対応緊急地すべり対策工事に伴い、作業ヤードへ進入するための仮設道路を設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5条30番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、墓地です。転用面積は115㎡の内3.52㎡、所要面積も同様です。権利の種類は使用賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地に墓地を移転するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p>
議 2番 委員	<p>長 員 長</p> <p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>いずれの案件も、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断しました ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>議 長</p> <p>ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第138号の番号19番を除いた案件のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号27番以外について採決いたします。議第138号の番号19番を除いた案件のうち、番号2</p>

議	長	7番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)	
議	長	ご異議なしということですので、議第138号の番号19番を除いた案件のうち、番号27番以外は原案のとおり許可することに決めます。次に、議第138号の番号19番を除いた案件のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号27番について採決いたします。議第138号の番号19番を除いた案件のうち、番号27番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)	
議	長	ご異議なしということですので、議第138号の番号19番を除いた案件のうち、番号27番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に、議第139号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。	
事	務	局	それでは、議第139号、非農地確認についてご説明いたします。議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は1件1筆です。 それでは、1番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、鹿島町佐陀本郷字長廻の都市計画区域外、農用地区域外の畑1筆で、申請人をご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、本郷根連木古浦線と根連木中央線の交点から南に50メートル進んだ地点の南側20メートルに位置する畑1筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、5月18日に申請者代理人立ち合いの下、鹿島地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、平成元年頃から耕作放棄され、現在は竹が繁茂し、周囲の竹林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です 以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議	長	はい、説明が終わりました。それでは、審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)	
議	長	ないようでございますので、採決します。議第139号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)	
議	長	ご異議なしということですので、議第139号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第140号「特定農地貸付けの廃止承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。	
事	務	局	議題140号「特定農地貸付けの廃止申請について」資料に従って説明いたします。本案件は平成24年1月30日に特定農地貸付けの承認を受けた土地を管理職員の不足により廃止するものです。
議	長	これより審議に入ります。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)	
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第140号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)	

議 長 ご異議なしということですので、議第140号は原案のとおり承認することに決します。次に議第141号「特定農地貸付けの承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議題141号「特定農地貸付けの承認申請について」資料に従って説明いたします。本案件につきましては、農政課に4月26日付けで市民農園事業計画書を提出され、その内容に基づき4月26日付けで松江市と貸付協定を締結している農地でございます。当該農地は平成24年1月30日付けで特定農地貸付けの承認を受け19区画を1区画●●●●円で貸出ししていましたが、管理職員の不足により特定農地を4月26日付けですべて廃止し、農地所有者が開設主体となる特定農地として新たに承認申請するものです。申請者は、記載のとおりです。特定農地貸付けの用に供する農地の所在は、資料裏面のとおり、市街化調整区域内である大庭町の畑1筆、面積は1,745㎡です。貸付区画数は、19区画で、1区画あたりの面積については、約30㎡です。詳細については、特定農地貸付規定に基づき管理運営していくこととなりますが、貸付けを受ける者の募集及び選考の方法は、本区画は申請者が市報まつえ、チラシ、現地掲示板で募集することになっています。申請者が申し込みをした者の中から決定し、申し込みをした者の数が募集した数を上回る場合は抽選により決定することとなっています。貸付の期間その他の条件ですが、貸付期間は●年間。賃料は1区画年間●●●●●円です。また建物等の設置、営利目的の栽培、貸付農地の転貸を禁止しておりますので、特に問題はありません。貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法については、申請者が貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため管理人設置し、貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示、作物の栽培等の指導を行うものです。

議 長 以上のことから、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項の規定される要件を満たしているものであります。説明は以上です。

議 長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 ないようでございますので採決します。議第141号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第141号は原案のとおり承認することに決します。次に議第142号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします

事 務 局 なお、議第142号の「所1番」は4番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思っております。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思っております。

議 長 事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第142号の所1番の案件について、先議したいと思っております。そうしますと、農業委員会法第31条第1項の規定により、所1番について、4番委員はこの議事の間、退室願います。

議 長 (4番委員が退室)

議 長 それでは、議第142号の所1番の案件について、事務局より説明願います。

事 務 局 それでは議第142号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集

事務局 積計画の所有権移転についてご説明をいたします。

議 長 所 1 は、鹿島地区の案件で、現況畑 1 筆の売買による所有権移転です。譲渡人は農地の管理が出来ないため、譲受人も経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。

議 長 議第 1 4 2 号の所 1 番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 1 4 2 号の所 1 番の案件については、原案のとおり決定することに決めます。それでは、4 番委員の除斥を解きます。

議 長 (4 番委員が入室)

議 長 それでは、議第 1 4 2 号のうち、所 1 番以外の案件について、審議したいと思いません。事務局より説明願います。

事務局 所 2 は、東出雲地区の案件で、畑 10 筆の売買による所有権移転です。現在、譲受人が耕作しており、譲渡人の売買の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。

所 3 は、朝酌地区の案件で、畑 2 筆の売買による所有権移転です。譲渡人は管理できなくなったため、譲受人は経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。

所 4 は玉湯地区の案件で、畑 3 筆の贈与による所有権移転です。譲渡人は遠方に住んでおり今後管理することが出来ないことから、譲受人に贈与するものです。

所 5 は宍道地区の案件で、田 2 筆の贈与による所有権移転です。譲渡人は管理できなくなったため、譲受人は経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。続いて、農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利 1 は、法吉地区、新規案件です。利 2 は朝酌地区、更新案件です。利 3～5 は持田地区、3 は更新案件、4、5 は新規案件です。利 6 は大庭地区、新規案件です。利 7 は東出雲地区、更新案件です。利 8 は宍道地区、更新案件です。利 9 は八東地区、更新案件です。今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田 2,805 m²、畑 34,612 m²、計 37,417 平方メートル。相対契約の地目別面積は、田 17,499 m²、畑 20,875 m²、計 38,374 m²となります。

事務局 つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。機構転貸の案件となります。転 1 は大野地区、新規案件です。転 2～5 は古江地区、更新案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 13,107 m²、畑 0 m²、計 13,107 m²となります。

議 長 以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 1 4 2 号の所 1 番以外の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議
事
議

長
務
局
長

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第142号の所1番以外の案件は、原案のとおり決定することに決めます。次に、報告に入ります。報告第41号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。
以上で議事を終了しましたので、第23回松江市農業委員会総会を閉会いたします。